

# 第1章 日本における外国人労働者の現状

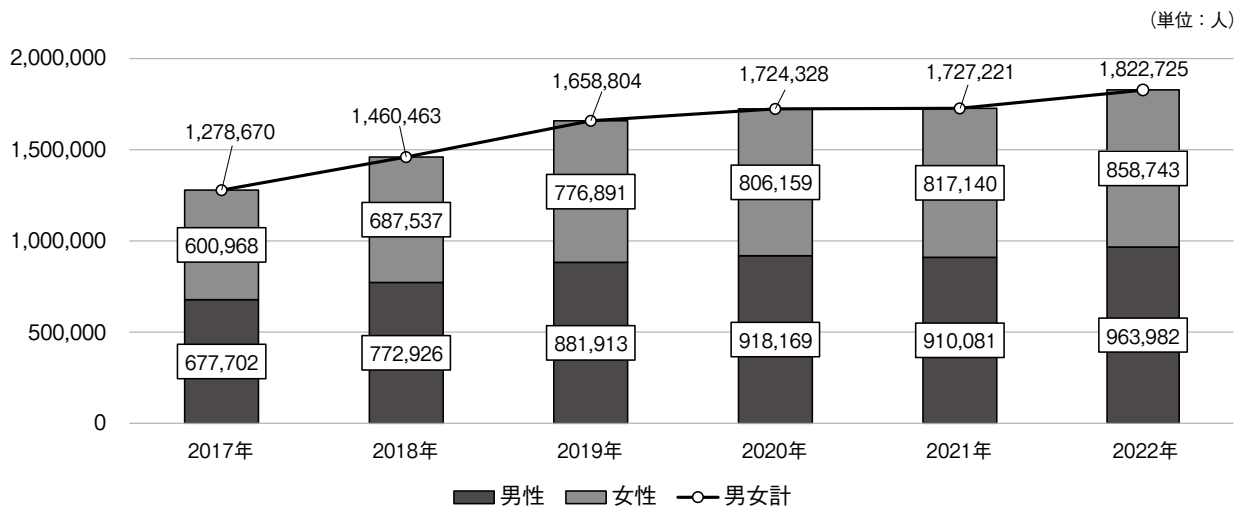
日本で働く外国人労働者数は年々増加し、2022年時点で180万人を上回る。外国人労働者を雇用する事業所も2022年までの5年間に約1.5倍に増加し、従業員100人未満の事業所が85%を占めるなど、中小企業で外国人活用の重要性が高まっている。

厚生労働省（2022）によると、日本で働く外国人の総数は1,822,725人である（図1）。外国人労働者には大きく分けると、5つの在留資格がある。それぞれは「専門的・技術的分野の在留資格（479,949人）」<sup>1</sup>、「特定活動（73,363人）」<sup>2</sup>、「技能実習（343,254人）」、「資格外活動（330,910人）」<sup>3</sup>、「身分に基づく在留資格（595,207人）」<sup>4</sup>である。

日本で働く外国人労働者を国別で見ると、最も多いのはベトナムであり、合計462,384人である。その内、約40%が「技能実習」で183,011人である。

2位は中国であり、合計385,848人である。その内、最も多い133,214人（34.5%）が「専門的・技術的分野の在留資格」である。

図1 外国人労働者の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成  
注：各年10月末現在

図1で示したように、在日外国人労働者は全体的に増加している。2022年の外国人労働者数は、2017年対比で42.5%増加した。

1 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。  
2 在留資格「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。  
3 資格外活動とは主に留学ビザで来日し、アルバイト等の就業をしているものを指す。  
4 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

次に、都道府県別に外国人労働者数をみると、表1で示したように、最も多い地域は東京都で500,089人である。第二位は愛知県で188,691人、第三位は大阪府で124,570人である。

表1 都道府県別外国人労働者数（2022年）

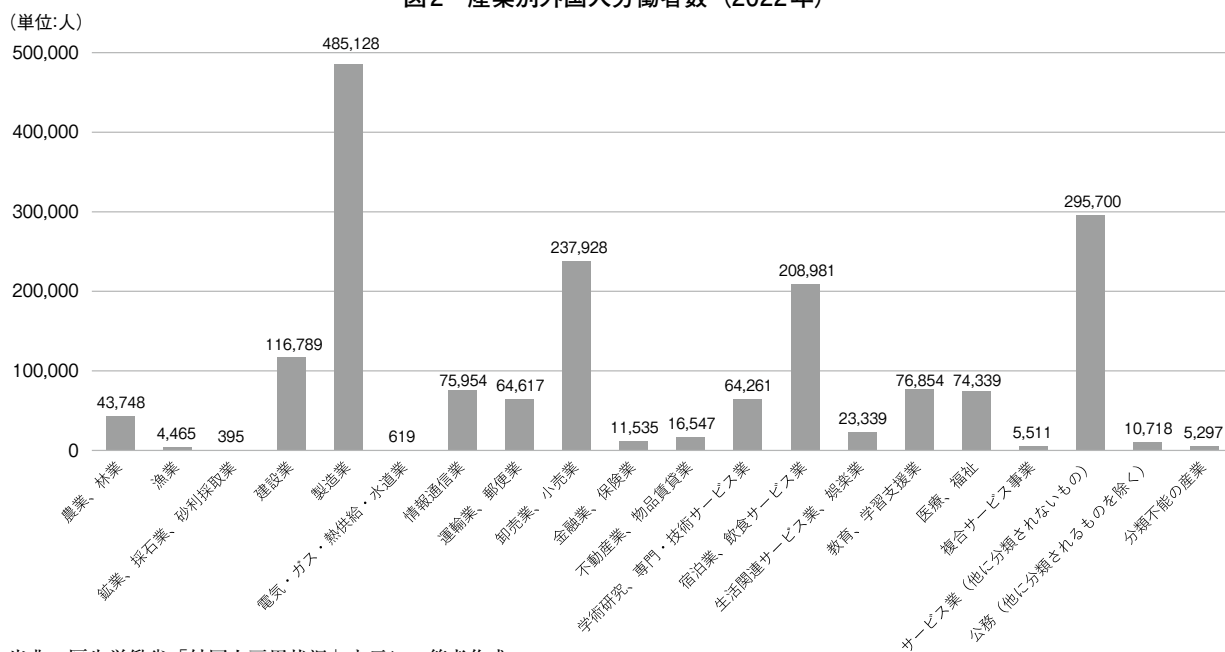
(単位：人)

都道府県	外国人労働者数	都道府県	外国人労働者数	都道府県	外国人労働者数
北海道	27,813	石川	11,450	岡山	21,543
青森	4,340	福井	10,565	広島	38,698
岩手	5,747	山梨	10,433	山口	9,165
宮城	14,778	長野	22,387	徳島	5,063
秋田	2,498	岐阜	36,192	香川	10,274
山形	4,600	静岡	67,841	愛媛	10,201
福島	9,928	愛知	188,691	高知	3,783
茨城	48,392	三重	31,278	福岡	57,393
栃木	29,826	滋賀	23,096	佐賀	6,054
群馬	45,112	京都	23,218	長崎	6,951
埼玉	92,936	大阪	124,570	熊本	14,522
千葉	69,106	兵庫	51,092	大分	8,383
東京	500,089	奈良	7,072	宮崎	5,616
神奈川	105,973	和歌山	3,816	鹿児島	9,900
新潟	10,705	鳥取	3,072	沖縄	11,729
富山	12,221	島根	4,613		

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成

図2をみると、業種別で外国人労働者の就労が最も多いのは製造業であり、485,128人が就業している。その次に、サービス業（他に分類されないもの）が295,700人、卸売業、小売業237,928人、宿泊業、飲食サービス業208,981人の順になっている。

図2 産業別外国人労働者数（2022年）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成

外国人労働者数全体に占める農業労働者の割合は低いものの、外国人技能実習機構<sup>5</sup>によると、技能実習生に占める農業関係の割合は、建設業、製造業に次いで高く、技能実習の現場においてもさまざまな工夫がみられる。表2を見ると、農業における外国人労働者受け入れは年々増加している。

農業・林業で外国人労働者を雇用する事業

所数は、2022年では11,666事業所であり、8年間で1.9倍となった。外国人労働者数は、2022年では43,748人と8年間で2.5倍に増えている。

事業所数、外国人労働者数ともに、コロナ禍であった2020年、2021年を含め前年度より増加した。農業の技能実習生については、第2章、第3章で詳述する。

表2 農業関連の事業所数・外国人労働者

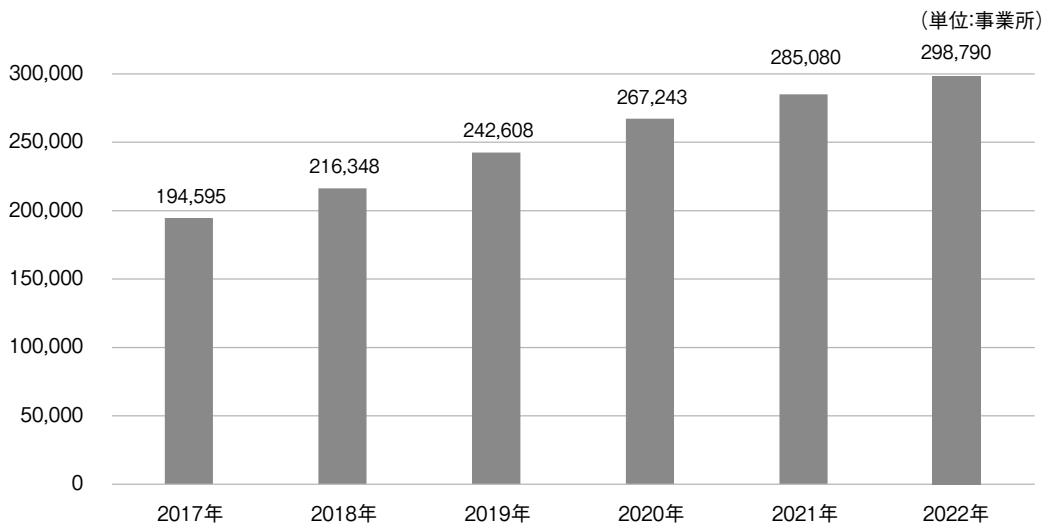
年数	(単位：事業所)	(単位：人)
	事業所数	外国人労働者
2014	6,214	17,541
2015	6,789	19,776
2016	7,531	23,776
2017	8,199	27,248
2018	9,227	31,189
2019	10,051	35,636
2020	10,540	38,208
2021	11,024	38,693
2022	11,666	43,748

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成  
注：各年10月末現在

一方、外国人労働者を雇用している事業所も年々増えており（図3）、2017年の194,595事業

所から2022年の298,790事業所までおよそ1.5倍に増加した。

図3 外国人労働者を雇用している事業所数の推移



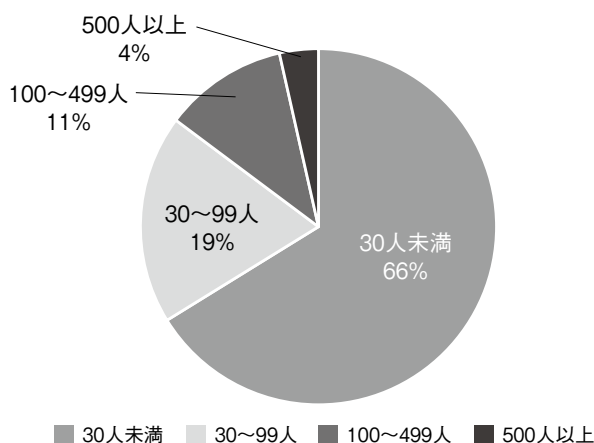
出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成  
注：各年10月末現在

5 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力推進を目的とする組織。

従業員規模別に外国人労働者を雇用している事業所数の割合を見ると、30人未満の事業所が66%である（図4）。その次に、30～99人規模の事業所で19%を占めた。100～499人規

模の事業所が11%、500人以上規模の事業所は4%である。このように、100人未満規模の事業所が85%を占めている。

図4 従業員規模別事業所の外国人労働者雇用状況（2022年）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成

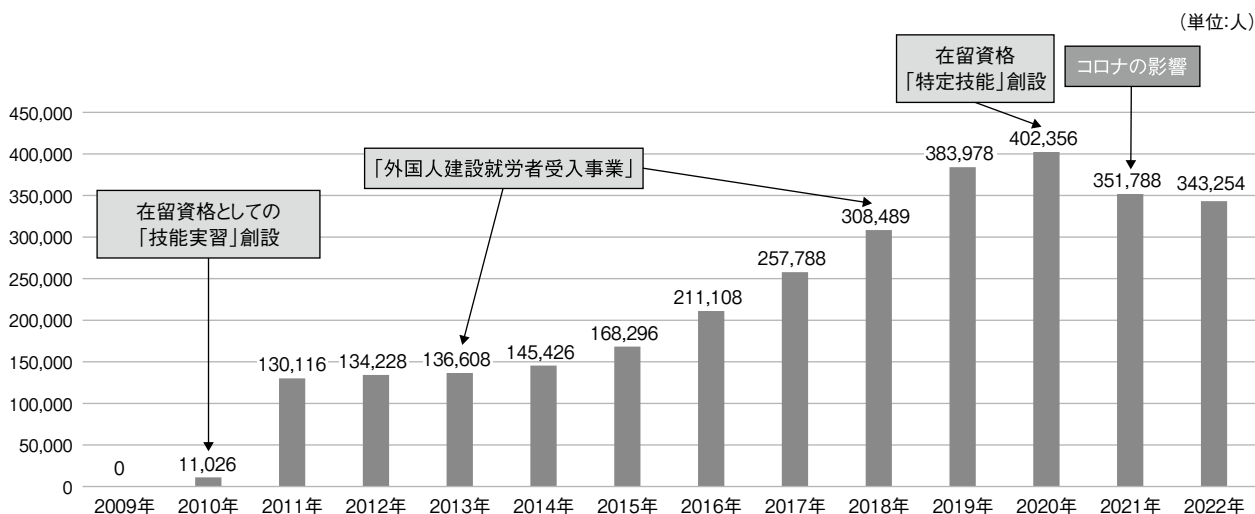
これからは技能実習生の状況を説明していく。

が、コロナによる入国制限の影響で2021年以降減少している（図5）。

技能実習生の人数は増加傾向を続けてきた

技能実習生の在留資格について説明する。

図5 技能実習生就業人数の変遷



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成  
注：各年10月末現在

2010年に入管法が改正され、在留資格「技能実習」が創設された。2011年に大幅増となっているのは、「技能実習1号（1年間）」「技能実習2号（2年間）」の在留資格の下、労働者として仕事に従事できるようになったためである。

2017年11月には、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行された。在留資格「技能実習3号」が整備され、これにより優良な監理団体、実習実施機関は、最長で5年間の受け入れが可能になるとともに、受け入れ人数枠の拡大等が認められた。

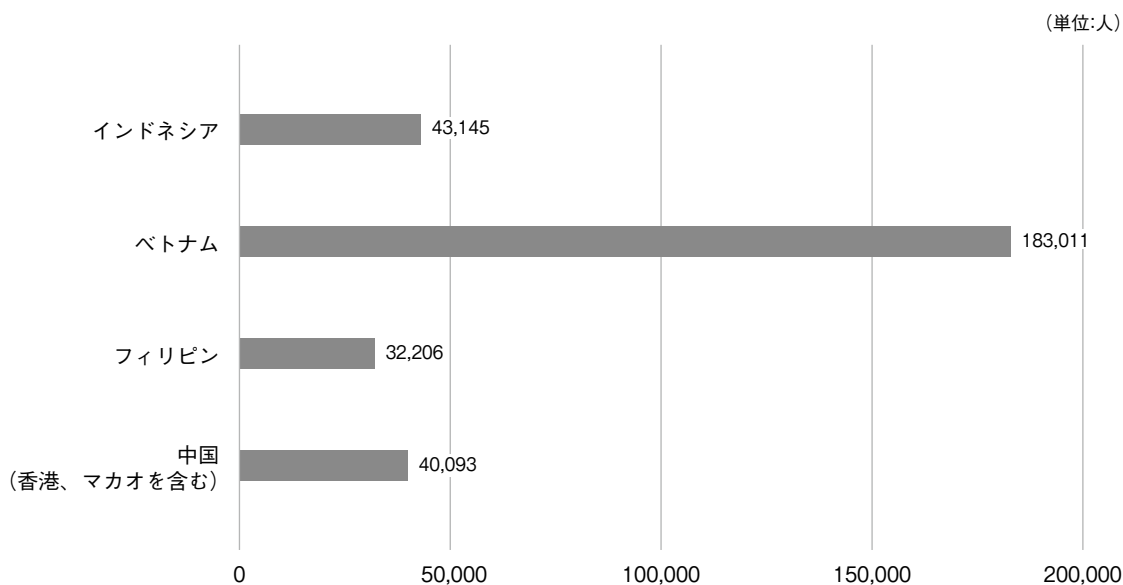
また、2015年～2020年までの時限措置<sup>6</sup>と

して、「外国人建設就労者受入事業」が開始され、技能実習修了者を最長3年間受け入れることが可能になった。

その後、2019年に在留資格「特定技能1号、2号」が整備され、特に人材不足が深刻な14業種<sup>7</sup>において、2023年までに34.5万人を上限に受け入れることとした。

国別では、アジアからの技能実習生が多い。最も多いのはベトナムで183,011人である(図6)。以下、インドネシア43,145人、中国（香港、マカオを含む）40,093人、フィリピン32,206人である。

図6 国別技能実習生の状況（2022年）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成

6 東京オリンピック、パラリンピックに向けて労働者の需要が高まったことに対応した措置。2021年3月で受入は終了している。

7 2022年4月に受入対象業種を14分野から12分野に再編（製造業の3分野を統合）。

技能実習3号や特定技能などの在留資格によって、それまで3年未満の就労しか認められてこなかった未熟練から中熟練の外国人労働者に関しても、5年以上にわたって就労する者が増えつつある。

技能実習3号は、技能実習2号を修了した者が、さらに2年間の実習に進むための在留資格である。移行対象職種であること、3級の技能検定またはこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格することなどの条件があるが、3号で2年、技能実習1号2号と合わせると通算5年までの就労が可能となる。

特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要す

る業務に従事する外国人向けの在留資格であり、技能水準および日本語能力水準を確認する試験への合格が求められるが、技能実習2号を修了した外国人は試験が免除される。特定技能のみの通算で上限5年までの在留が可能となる。技能実習1号2号と合わせると通算8年、技能実習3号終了後に移行すれば通算10年までの就労が可能となる。

表3に見るように、技能実習3号の認定数は、受入れが始まった2017年から毎年1~2万人ずつ増加し、2022年には64,648名が認定されている。特定技能1号もスタートした2019年から増加し、2022年には87,471名が認定されている。

表3 技能実習生・特定技能受入人数推移<sup>8,9</sup>

(単位:人)

	技能実習 1号イ	技能実習 1号ロ	技能実習 2号イ	技能実習 2号ロ	技能実習 3号イ	技能実習 3号ロ	特定技能 1号	特定技能 2号	合計
2014年	4,371	73,145	2,553	87,572					167,641
2015年	4,815	87,070	2,684	98,086					192,655
2016年	4,943	97,642	3,207	122,797					228,589
2017年	5,971	118,101	3,424	146,729	-	8			274,233
2018年	5,128	138,249	3,712	173,873	220	7,178			328,360
2019年	4,975	164,408	4,268	210,965	605	25,751	1,621	-	412,593
2020年	1,205	74,476	4,490	258,173	707	39,149	15,663	0	393,863
2021年	211	24,005	2,818	202,006	779	46,304	49,666	0	325,789
2022年	1,901	97,891	1,983	161,266	1,006	63,642	87,471	1	415,161

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」各年度を元に、筆者作成  
注：2014年～2021年は10月末現在、2022年は6月末まで

8 「特定技能1号」は特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。「特定技能2号」は特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。

9 技能実習制度の区分は、受入れ方式によって企業単独型（イ）と団体監理型（ロ）の二つに分けられる。企業単独型は「技能実習1号イ」、「技能実習2号イ」、「技能実習3号イ」に当てはまる。団体監理型は「技能実習1号ロ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号ロ」に当てはまる。

外国人労働者の総数（表1）では、東京都に居住する外国人労働者が最も多くなっている。

も多く、その次に東京都、大阪府の順になっている（表4）。

しかし、技能実習生を見ると、愛知県に最

表4 都道府県別技能実習生労働者（2022年）

（単位：人）

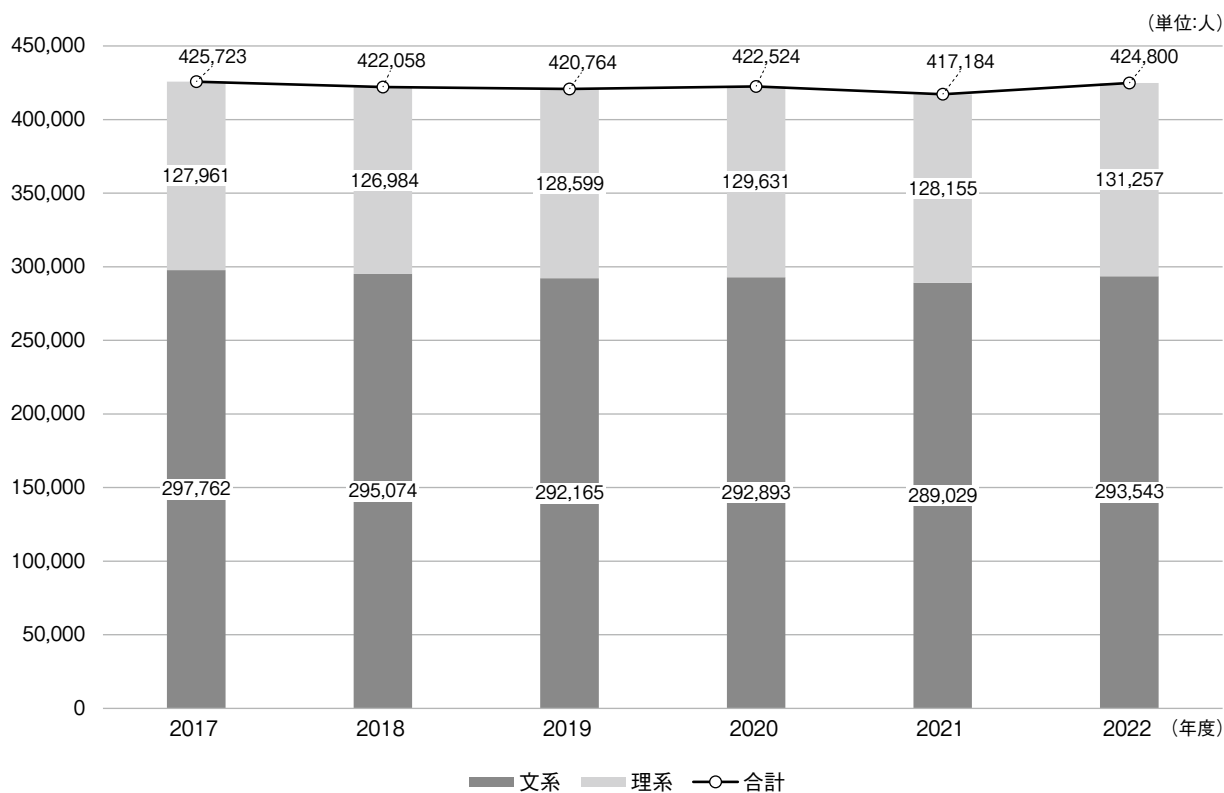
都道府県	技能実習生人数	都道府県	技能実習生人数	都道府県	技能実習生人数
北海道	12,530	石川	4,253	岡山	8,009
青森	2,356	福井	3,850	広島	14,236
岩手	2,744	山梨	2,121	山口	3,260
宮城	3,871	長野	5,821	徳島	2,635
秋田	1,132	岐阜	11,656	香川	4,887
山形	1,963	静岡	12,392	愛媛	5,585
福島	3,456	愛知	33,471	高知	2,112
茨城	14,886	三重	8,672	福岡	13,057
栃木	7,134	滋賀	4,333	佐賀	2,124
群馬	9,570	京都	4,749	長崎	2,592
埼玉	15,372	大阪	20,641	熊本	7,846
千葉	13,418	兵庫	11,148	大分	3,670
東京	21,912	奈良	2,448	宮崎	3,298
神奈川	13,191	和歌山	1,487	鹿児島	5,220
新潟	3,647	鳥取	1,474	沖縄	2,319
富山	5,157	島根	1,549		

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」を元に、筆者作成  
注：10月末現在

日本国内は、少子化により労働力人口は横ばいで推移し人手不足が鮮明になっている。国内大学の文系の入学者は微減する一方、理

系は微増し、総数は横ばいとなっている。留学生や高度人材の受入を通じ、日本は就業者数を増やしていく必要がある。

図7 日本国内の大学入学者数推移（文系理系）<sup>10</sup>



出典：文部科学省「学校基本調査」を元に、筆者作成

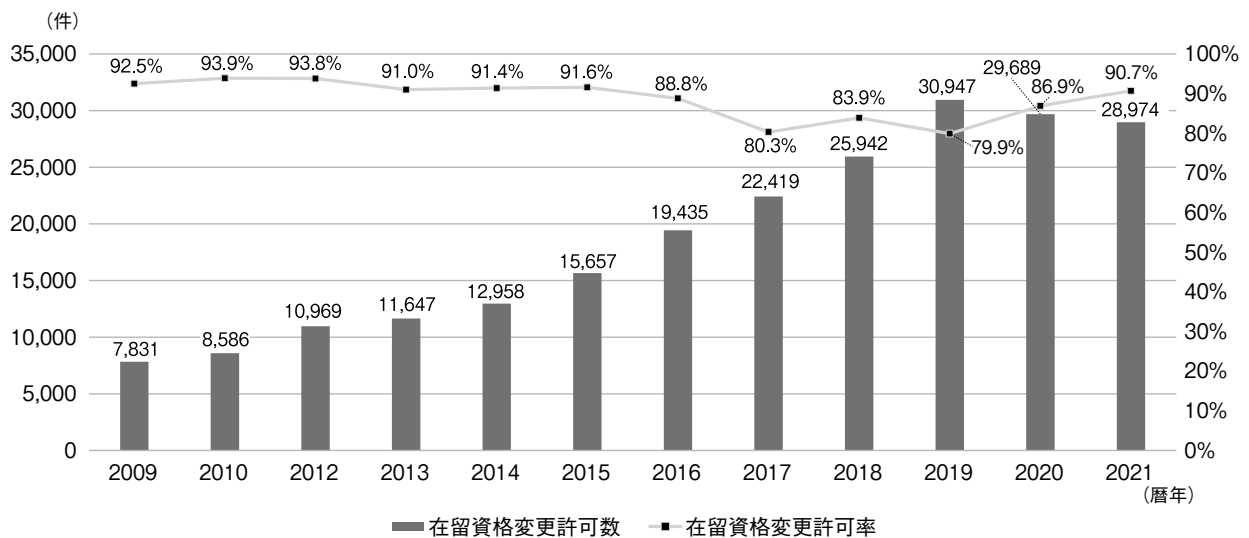
<sup>10</sup> 文系とは人文科学、社会科学である。理系とは理学、工学、農学である。



留学生から就職目的への在留資格変更許可数は国内の高等教育機関を卒業した留学生の日本企業への就職人数を示している。この数字は増加傾向にあり、2019年以降は3万人程度の留学生が日本企業に就職している（図8）。留学生が日本企業に就職するにあたっては在留資格を留学ビザから技術・人文知識・国際業務等の就労可能なビザに切り替える必要が

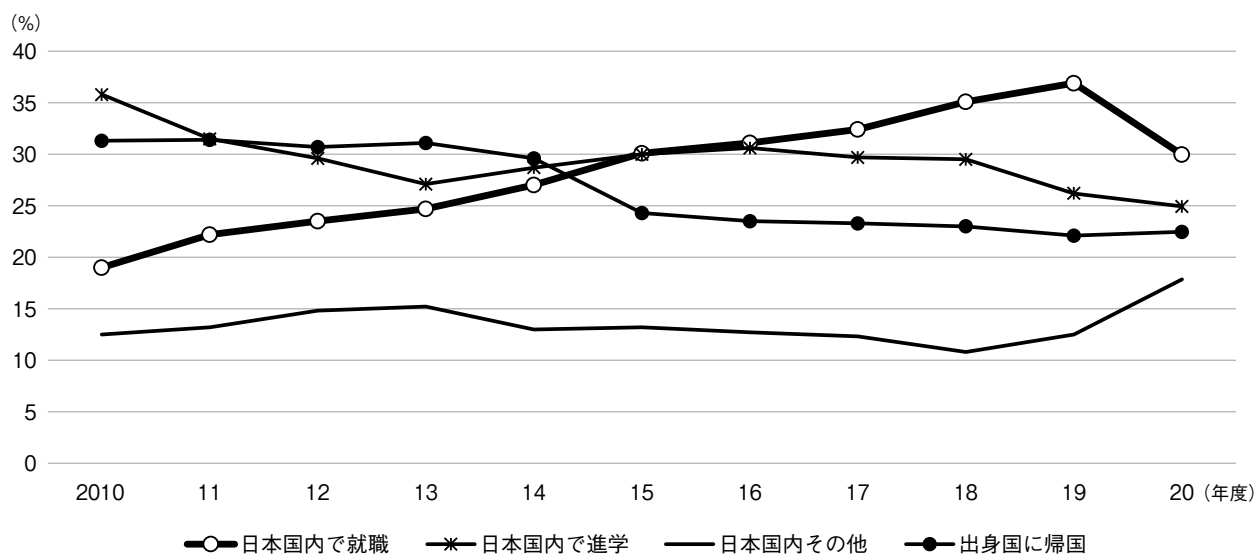
ある。ビザ変更の許可率は概ね80%台から90%台前半で推移しており、毎年10～20%程度不許可のケースが生じている。このことは企業から内定が出て就職に至らないケースが一定割合で存在することを示し、外国人採用の事務手続きに明るくない中小企業への就職に、留学生が消極的になる一因となっている。これについては第4章で詳述する。

図8 留学生から就職目的への在留資格変更許可数と在留資格変更許可率



出典：出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」各年版

図9 日本の高等教育機関を卒業した留学生の進路構成比<sup>11</sup>



出典：日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」各年度

日本の高等教育機関に留学する外国人の卒業後の進路の構成比の推移をみると、「出身国に帰国」の割合が低下する一方、「日本国内で就職」の割合が上昇傾向にあり2010年度の19.0%から2020年度は30.0%に上昇している。ただ、就職活動を継続するために留学生ビザを特定活動ビザに切り替える場合などに相当する「日本国内その他」の割合が全期間を通じ10%

以上あり、日本企業への就職を希望しながら実現に至らない留学生在が毎年一定割合で発生している。このことには企業の採用情報が十分伝わっていないことや在留資格変更不許可ケースの発生など、外国人採用における課題も影響していると考えられ、「日本国内で就職」の割合には上昇の余地があろう。これについては第4章で詳述する。

#### 【参考文献】

- 厚生労働省「外国人雇用状況」各年度  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html)
- 公益財団法人国際人材協力機構「外国人技能実習制度とは」  
<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>
- 公益財団法人国際人材協力機構「在留資格「特定技能」とは」  
<https://www.jitco.or.jp/ja/skill/>
- 出入国在留管理庁「在留外国人統計」各年度  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)
- 日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」各年度  
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/index.html>
- 文部科学省「学校基本調査」各年度  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)

11 (注) 大学 (大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校 (専門課程)、準備教育課程の合計